

「守口さんぽ」出店規約

●社会実験の円滑な運営にご協力いただきます。運営の妨げになる場合、また規約に記載された事項を守らない場合は出店の取り消しや次回からの出店をお断りする場合があります。

●暴力団若しくは暴力団と関係のある方は、出店をお断りします。

●出店にあたり、搬入出・開催中を通して、常駐頂ける出店責任者をご選任ください。

●全ての設置物及び営業行為は、決められた出店区画内をお願いします。その他の会場通路及び出店区画以外での展示・販売・PR活動は禁止いたします。

●出店者が販売した商品に対する責任は出店者に帰属します。

●出店者が他の出店区画や会場設備、人身等への損害、また、機材・床の汚れ等を与えた場合は、その補償は各出店者にして頂きます。

※会期中、来場者に怪我を与えた場合や、試飲・試食によって食中毒が発生した場合等も、主催者は賠償の責任を一切負いません。

●以下の物品については出店を禁止致します。

コピー商品(模造品)、薬物(麻薬類、違法商品)、医薬品、医薬部外品、ポルノ商品、契約商品(不動産、金融関連など) 無形財産。

●政治、宗教の勧誘活動、募金・寄付活動、騒音・悪臭・通行の妨げになるような行為は禁止致します。

●本イベントの正常な運営に支障を生じる恐れがあると認められたものについては、その品目の出店を制限、または禁止する場合があります。

●悪天候や新型コロナウイルス感染症拡大等により、主催者の判断にて本イベントを中断または中止する場合がございますので、予めご了承ください。中止判断のタイミングは追ってお知らせ致します。

●その他

今後の社会実験の運営体制の検証のため、出店者アンケート及び売上(時間帯別)のご報告をお願いしております。

ご協力をお願い致します。

※上記、規約は適時改訂されますので、事務局の指示に従ってください。

また、その他記載事項のないものに関しては、事務局の指示に従ってください。

飲食物を扱う出店について

●飲食物を販売する場合

保健所への報告が必要となります。露店営業許可またはキッチンカー営業許可を持参してください。

調理したものを販売される方は、飲食店営業許可か製造許可がとれている場所で事前に調理し、会場にお持ちください。

事前に製造許可のとれた場所でカットしたフルーツなどをドリンク等に使用することは可能です。

※40L以上の手洗いタンク、タンクの水を受けるバケツを必ずお持ちこみください。

●原則として、提供直前に加熱調理をする食品を取り扱ってください。生もの(刺身、すし、サンドイッチ、サラダ等)、生クリームを取り扱わないでください。

●完成品を提供する場合、原則として、あらかじめ容器包装に入れられたものを提供してください。また、適正な表示がなされているか確認し、表示されている期限を守って取り扱ってください。特に保存方法については、表示されている温度での保存を徹底してください。

●食品や食材は、新鮮なものを仕入れ、適切な表示がされているか確認してください。

●原材料の細切等の仕込み行為はその場で行わないでください。食材の仕込みは、食品衛生法に基づき、衛生的な調理・加工施設で行ってください。また、調理は飲食の直前に行い、前日の調理や作りおきはしないでください。

加熱調理の際は、中心部まで十分に火を通してください。一つのブース内で、複数の調理品を同時に扱うことは避けてください。

●食器(皿、コップ、箸など)は、なるべく使い捨てのものを使用してください。

●調理した食品は、すみやかに提供してください。また、提供する際に、できるだけ早く消費するように周知してください。

●その場での製造、加工及び調理に多量の水の使用を必要とするものは取り扱わないでください。

●食品衛生法及び大阪府保健所での取り決め事項を遵守するようにしてください。

●試食・試飲をする場合

保健所への申請が必要となります。必ず使い捨て容器を使用するようにしてください。

※食料品等販売業の許可が不要な食品に限ります。

※当日ブース内でのカットや調理行為は行えませんのでご了承ください。

●野菜や果物を販売する場合

保健所等への申請は不要となります。

●アルコールをお取り扱いする場合

税務署への「期限付き酒類小売業免許届出書」が必要となります。

※上記の届出は、酒類製造者または、酒類販売業者であることが条件となり、事務局での申請が出来ません。※未成年者、車両の運転をしないかをご確認のうえ、試飲、販売を行ってください。

●アルコールをお取り扱いする場合、酩酊状態になる来場者がでないように配慮した接客につとめてください。酩酊状態になった来場者については、誘導員・スタッフと協力の上、事故のないようにご対応ください。また、緊急を要する事態となった場合は、ただちに事務局にご連絡ください。